

リモート研修方式による 政治資金監査に関する研修（登録時研修）の実施（案）

1. 趣旨

- 緊急事態宣言の発令等、新型コロナウイルス感染症に係る現下の状況にかんがみ、集合研修方式による政治資金監査に関する研修（以下「登録時研修」という。）が中止されたこと等に伴い、登録時研修の受講機会の確保のため、臨時の措置として、リモート研修方式による登録時研修を実施する。

2. 実施期間

- 準備が整い次第開始し、終期は原則として令和3年3月末までとする。

3. 対象者

- ① 下記の登録時研修に事前申込みを行っていた者
 - ・ 令和3年1月22日 神戸市
 - ・ 1月29日 名古屋市
- ② ①のほか、令和2年分の収支報告書に係る政治資金監査を実施する予定のある者等、早期受講を希望する者

4. 実施方法

- リモート研修実施要領（令和2年10月22日政治資金適正化委員会決定）に基づき実施している再受講研修の動画を視聴する方法により実施する。
- 受講者は、政治資金適正化委員会から指定された受講日時に動画配信サービスに自らアクセスの上、自宅のパソコン等で研修動画を視聴する。
- 政治資金適正化委員会は、研修の適正な実施のため、受講者に対し、必要な本人確認及び受講確認を行う。
- リモート研修方式による登録時研修の実施に関し、必要な事項については、本決定に定めるほか、政治資金監査に関する研修実施要領（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定）及びリモート研修実施要領を準用する。